

平成30年度

一般廃棄物処理実施計画

可児市

I 基本方針

1. 生活系一般廃棄物は、排出者が自らの責任において適正に処理できるもの以外は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年可児市条例第20号。以下「条例」という。）及び可児市一般廃棄物処理基本計画（平成28年4月公表。以下「基本計画」という。）の定めるところにより、市（可茂衛生施設利用組合を含む。以下「可茂衛生」という。）又は法第7条に規定する一般廃棄物の収集、運搬又は処分の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が処理する。
2. 事業系一般廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理できるもの以外は、法、条例及び基本計画の定めるところにより、市（可茂衛生を含む）のごみ処理施設を利用又は許可業者に委託すること。
3. 一般廃棄物の排出者は、分別等を行うことにより再資源化・再生利用するように努める。

II 計画区域

可児市全域とする。

III 計画期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

IV 処理量、処理主体及び処理計画

ごみ処理実施計画

1. 生活系ごみ

() は可児市外からの搬入量

種 類	処理量 t/年	収 集		処 理		
		主 体	回 数	主 体	方 法	
可燃ごみ	17,222	委託業者	週2回	可茂衛生	焼却後灰溶融 再資源化 埋立処分	
		許可業者	随時			
うち草・ 剪定枝木等	390 (49)	委託業者	週2回	可茂衛生	焼却後灰溶融 再資源化 埋立処分	
		許可業者 自己搬入	随時	許可業者	再資源化	
不 燃 ご み	ガラス類	委託業者	月1回	可茂衛生	有価物回収後 焼却後灰溶融 再資源化 埋立処分	
		許可業者	随時			
	金物類	475	委託業者	月1回	可茂衛生	有価物回収後 焼却後灰溶融 再資源化 埋立処分
			許可業者	随時		
	陶磁器類	338	委託業者	2カ月に 1回	可児市	埋立処分
			自己搬入	月2回		
粗 大 ご み	可燃粗大	79	委託業者	月1回	可茂衛生	有価物回収後 焼却後灰溶融 再資源化 埋立処分
			許可業者	随時		
	不燃粗大	43	委託業者	月1回	可茂衛生	有価物回収後 焼却後灰溶融 再資源化 埋立処分
			許可業者	随時		
特 別 ご み	乾電池	19	可児市	随時	再資源化業者	再資源化
	蛍光灯 体温計	12	可児市	随時	可茂衛生	再資源化

1) 可燃ごみ

①収集運搬

可燃ごみの収集及び運搬は、下記の委託業者により市内全域を次の方法で行う。

なお、市はごみ収集を円滑に行うため、可燃ごみ袋及び可燃ごみ集積場を指定する。

- ・ 容 器 市指定の家庭用可燃ごみ収集袋を使用(規格は別紙1)
- ・ 集積場所 市指定の可燃ごみ集積場(「可燃物」の看板を設置)
- ・ 委託業者 株橋本(概要は別紙2 以下同じ)
- ・ 収集日程 別紙3のとおりとし、広報紙に折り込み、又は掲載する。ただし、年末年始及び可茂衛生のごみ処理施設の定期点検時はごみ収集を行わないので、その旨別途広報する。

②住民の協力義務

1. ごみ袋の重量は一人で持てる重さ(20kg程度を目安)とし、口元を結んで出すこと。
2. 収集日の午前8時まで指定の場所へ整理して出すこと。
3. 地区名及び氏名を明記して出すこと。
4. 残飯、野菜くず等の生ごみは、水切りを十分行うこと。(イーエムボカシ・生ごみ処理機などで堆肥化に努める)
5. 可燃ごみの袋には不燃ごみを絶対に入れないこと。
6. プラスチックの塊などは、不燃ごみ金物類として出すこと。

③処 理

可燃ごみの処理は、可茂衛生の可燃ごみ処理施設において行う。

④処理手数料

条例第8条第1項のとおり。

2) 不燃ごみ

①収集運搬

不燃ごみの収集及び運搬は、下記の委託業者により市内全域を次の方法で行う。

なお、市はごみ収集を円滑に行うため、不燃ごみ袋及び不燃ごみ集積場を指定する。

- ・ 収集方法 ガラス類、金物類、陶磁器類に分別し、収集する。
- ・ 容 器 市指定の家庭用不燃ごみ収集袋を使用(規格は別紙4)
- ・ 集積場所 市指定の不燃ごみ集積場(「燃えないごみ収集場所」の看板を設置)
- ・ 委託業者 株橋本
- ・ 収集日程 別紙3のとおりとし、広報紙に折り込み、又は掲載する。
- ・ 収集品目

ガラス類	化粧ビン、板ガラス、耐熱ガラス、鏡、電球、グラス、コップ等、
金物類	不燃ごみ袋に入るもの(一斗缶、ラジオ、ビデオデッキ、CDプレーヤー、掃除機、電子レンジ、電気釜、ポット、ガスコンロ、照明器具、なべ、やかん、ハカリ、金物バケツ、金属製玩具、傘、スキー靴、まな板等)
陶磁器類	食器、鉢、タイル、ブロック、レンガ等

②住民の協力義務

1. ごみ袋の重量は一人で持てる重さ（20kg程度を目安）とし、口元を結んで出すこと。
2. 収集日の午前8時までに指定の場所へ整理して出すこと。
3. ガラス類・金物類・陶磁器類に分けて不燃ごみ袋に入れ、区分に○をつけ地区名及び氏名を明記して出すこと。
4. スプレー缶、カートリッジ型ガス缶は、必ず穴をあけてから出すこと。
5. 袋が突起物で破れる場合を除き、幾重にも包まないこと。
6. 油缶、オイル缶などは、空にして出すこと。
7. 陶磁器類で1回の収集につき20kgを超える場合は、大森地内の一般廃棄物埋立処分場に直接搬入すること。
8. 市指定の不燃ごみ袋に入らない不燃物については、規定以下の大きさにするか、排出者の責任において適正に処理すること。

③処 理

1. ガラス類及び金物類の処理は、可茂衛生の不燃物処理施設において行う。
2. 陶磁器類の処分は、可児市一般廃棄物埋立処分場において行う。

④処理手数料

条例第8条第1項のとおり。

3) 粗大ごみ

原則、一人で持てる重さ（20kg程度）で寸法150cm×80cm×60cmまでの可茂衛生のごみ処理施設で処理可能なものとする。（寸法の例外：自転車・スキー板）

①収集運搬

粗大ごみの収集及び運搬は、下記の委託業者により市内全域を次の方法で行う。

なお、市はごみ収集を円滑に行うため、粗大ごみシール及び集積場を指定する。

- ・収集方法 可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみを同時に収集する。
- ・集積場所 市指定の不燃物集積場（「燃えないごみ収集場所」の看板を設置）
- ・委託業者 株橋本
- ・収集日程 別紙3のとおりとし、広報紙に折り込み、又は掲載する。

②住民の協力義務

1. 同一品目を束ねる場合は、上記の重量・寸法以内にひも等で束ね、住所と氏名を明記した粗大ごみシール（規格は別紙5）を見やすい位置に貼付すること。
2. 同一品目以外は束ねないこと。

③処 理

粗大ごみの処理は、可茂衛生のごみ処理施設において行う。

④処理手数料

条例第8条第1項のとおり。

4) 処理できないもの

可茂衛生のごみ処理施設の能力により、下記のものには処理できないので、排出者の責任において適正に処理する。

角材等	10cm角×100cm以上のもの
鋼棒	径1cm×80cm以上のもの
鋼板	厚5mm×30cm×50cm以上のもの
形鋼	厚5mm×4cm×50cm以上のもの
車用ホイール、石（漬物石等）、医療系廃棄物（注射器等）、ウインドサーフィン、エアコン天井壁埋込式、枝類（太さ10cm以上）、エンジンオイル、FRP、ホーロー浴槽、オートバイ・全てのオートバイ部品、大量の角材、ガスボンベ、ガソリン、コンクリートブロック、耐火金庫、原動機付自転車（原付バイクの部品を含む全て）、自転車（電動機付・バッテリー付）、自動車部品（全て）、充電機、消火器、タイヤ（自動車、バイク等）、土、電気温水器、鉄骨・鉄板、電動車いす、ドラム缶、灯油、トナー、農機具、農業用ビニール、農薬、廃油（機械）、発煙筒、バッテリー、ピアノ・ピアノ線、ボイラー、ボウリングの玉、ユニットバス、電池類、がれき・陶磁器類（七輪、石膏ボード、レンガ、タイル等）、家電リサイクル品、PCリサイクル品等	

5) 直接搬入ごみ（がれき類）

①搬入方法及び時間

- ・1回に20kgを超える陶磁器類やブロック、レンガ、コンクリート、瓦（粘土瓦のみ）などについては、各自で大森地内の一般廃棄物埋立処分場に直接搬入して処分する。
- ・搬入日時は、毎月第2、第4日曜日の午前9時～午後4時30分（ただし受け付けは4時まで）

②住民の協力義務

- ・処分場への搬入は各自で行う。
- ・処分できるがれき類以外は、絶対に持ち込まない。
- ・処分量が1トン以上になる場合は、市長にがれき類処分承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。

③処理できるもの

一般廃棄物のうち、がれき類に限る。ただし、アスベストを含むものなど公害発生の原因となるがれき類については処理できない。

④処理手数料

条例第8条第1項のとおり。

6) 特別ごみ（乾電池・蛍光灯・水銀式体温計）

使用済の乾電池については、下記の回収箱設置場所まで各自で搬入する。

市役所・市役所連絡所・JAめぐみの（下恵土支店・大森営業所）・福寿苑・松伏公民館
緑ヶ丘集会所・ふれあいセンター長坂・若葉台集会所・鳩吹台集会所・愛岐ヶ丘集会所
緑集会所・光陽台集会所・可児市エコドーム

蛍光灯・水銀式体温計については、回収箱設置場所（市役所・市役所連絡所・市が指定する集会所・可児市エコドーム）まで各自で搬入する。

7) 市では収集できないごみ等

可茂衛生のごみ処理施設及び可児市一般廃棄物埋立処分場において処理できないごみ、粗大ごみの重量・寸法を超えるごみ、引越し等により市の収集に出せないごみについては、以下の方法で適宜処理すること。

- ①専門の業者に引取りを依頼する。
- ②許可業者に収集又は処理を委託する。
- ③各自で法に基づいた適正な処理をする。

なお一部の電化製品等については、別に法律でリサイクルを義務付けられているため、特定家庭用機器収集運搬許可業者に委託するなどにより、適正な処理をすること。

2. リサイクル資源

() は可児市エコドーム回収量

種 類	処理量 t/年	回 収		再 資 源 化	
		主 体	回 数	主 体	方 法
無色のビン	176 (34)	委託業者	月1回	可茂衛生	選別後再生利用
		可児市 (エコドーム)	週3回	再資源化業者	
茶色のビン	66 (19)	委託業者	月1回	可茂衛生	選別後再生利用
		可児市 (エコドーム)	週3回	再資源化業者	
その他色のビン	23 (11)	委託業者	月1回	可茂衛生	選別後再生利用
		可児市 (エコドーム)	週3回	再資源化業者	
生きビン	19 (4)	委託業者	月1回	再資源化業者	選別後再生利用
		可児市 (エコドーム)	週3回		
スチールカン	42 (5)	委託業者	月1回	再資源化業者	圧縮後再生利用
		可児市 (エコドーム)	週3回		
アルミカン	22 (6)	委託業者	月1回	再資源化業者	圧縮後再生利用
		可児市 (エコドーム)	週3回		
ペットボトル	60 (13)	委託業者	月1回	再資源化業者	粉碎後再生利用
		可児市 (エコドーム)	週3回		

種 類	処理量 t/年	回 収		再 資 源 化	
		主 体	回 数	主 体	方 法
発泡スチロール 発泡トレイ	20 (3)	委託業者	月1回	再資源化業者	溶解後再生利用
		可児市 (エコドーム)	週3回		
紙容器包装	60 (15)	委託業者	月1回	再資源化業者	溶解後再生利用
		可児市 (エコドーム)	週3回		
新聞紙	— (58)	可児市 (エコドーム)	週3回	委託業者	溶解後再生利用
雑誌・雑紙 折込チラシ	— (122)	可児市 (エコドーム)	週3回	委託業者	溶解後再生利用
紙パック	— (2)	可児市 (エコドーム)	週3回	委託業者	溶解後再生利用
段ボール	— (55)	可児市 (エコドーム)	週3回	委託業者	溶解後再生利用
古着類	— (25)	可児市 (エコドーム)	週3回	委託業者	選別後再生利用
廃食用油	— (5 kℓ)	可児市 (エコドーム)	週3回	委託業者	精製後BDF化
ペットボトルキャップ	— (0.9)	可児市 (エコドーム)	週3回	委託業者	粉碎後再生利用

①回収・運搬

資源の回収及び運搬は、下記の委託業者により市内全域を次の方法で行う。

なお、市は回収を円滑に行うため、資源物回収場（リサイクルステーション）を指定し、資源回収容器として専用の箱及び網を配付する。

- ・回収方法 飲食用ガラスビン類は、無色のビン、茶色のビン、その他色のビン、生きビンに分ける分別回収とし、洗浄して蓋等を取除いたものを専用の箱に分ける。
また、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、発泡スチロール・トレイも、各々に分ける分別回収とし、洗浄及び異物を取除いたものを専用の網に分ける。
紙容器は、ひも等で束ねて排出する。
- ・回収容器 各種品目別の箱・網
- ・回収場所 市指定の資源物回収場（「リサイクルステーション」の看板を設置）
- ・委託業者 株橋本、岐阜県資源リサイクル協同組合
- ・回収日程 別紙3のとおりとし、広報紙に折り込み、又は掲載する。

②住民の協力義務

- ・下記④に定める遵守事項に従い排出すること。
- ・回収日の午前8時までに指定の場所へ整理して出すこと。

・分別整理等については、下記③に定めるリサイクル事業推進指導員の指示に従うこと。

③リサイクル事業推進指導員

リサイクル事業を推進するため、回収日当日の回収容器の準備、品目別の看板をかけ、リサイクル資源の排出指導および関係者との連絡を行う。

④容器包装の分類及び協力義務（7種17品目）

○スチール缶（鋼製の容器） ○アルミ缶（アルミ製の容器）	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食用容器包装であること ・容器包装以外の異物が付着・混入していないこと ・洗浄されていること ・つぶされていないこと
○無色のビン（ガラス製の容器） ○茶色のビン（ガラス製の容器） ○その他色のビン（ガラス製の容器） ○生きビン（一升ビン、ビールビン）	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食用容器包装であること ・容器包装以外の異物が付着・混入していないこと ・ふたが取り除かれていること ・洗浄されていること ・結晶化ガラス・化粧ビンは除く
○ペットボトル 第1類のみ （ポリエチレンテレフタレート）	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装以外の異物が付着・混入していないこと ・ふたが取り除かれていること ・紙製ラベルは取り除かれていること ・洗浄されていること ・つぶされていないこと
○発泡スチロール・発泡トレイ （ポリスチレン）	<ul style="list-style-type: none"> ・洗浄されていること ・容器包装以外の異物が付着・混入していないこと
○紙容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・紙以外の異物が付着・混入していないこと ・石鹼箱、洗剤など、においの強いものでないこと
○廃食用油 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・食用の油であること
○新聞紙 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・折込チラシ等と混在しないこと ・ひも等でしばられていないこと
○雑誌・雑紙 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・紙以外のものは取り除かれていること ・ひも等でしばられていないこと
○折込チラシ ※	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙と混在しないこと ・ひも等でしばられていないこと
○紙パック ※	<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳、乳飲料、果汁等の紙パックであること ・内側がコーティングされていないこと
○段ボール ※	<ul style="list-style-type: none"> ・異物が取り除かれていること
○古着類 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れていないもの ・やぶれていないもの
○ペットボトルキャップ ※	<ul style="list-style-type: none"> ・洗浄されていること

※は、可児市エコドームのみの回収（自己搬入）

⑤可児市エコドーム

- ・所在地 可児市姫ヶ丘四丁目9番地（可児工業団地内）
- ・構造 （ステーション）軽量鉄骨帆布造 平家建
（管理棟・トイレ）プレハブ造 平家建
- ・開催日 毎週火曜日・木曜日・日曜日
- ・回収品目 上記④に基づく7種17品目

⑥使用済小型家電の回収

- ・回収品目 携帯電話、ラジオ、音楽プレーヤー、ゲーム機、ポータブルカーナビ、デジタルカメラ、電子辞書、電卓、ACアダプター等、これらに類するもので回収ボックスの投入口（縦15cm×横30cm）に投入できるもの
- ・回収量 2.6t/年
- ・回収場所 可児市エコドーム、可児市役所、市内連絡所（14箇所）に専用回収ボックスを設置
- ・回収日 各施設の開催日または開庁日と同様
- ・運搬 回収場所から認定事業者にて中間処理施設に運搬（有償引き渡し）
- ・処理 解体及び破碎処理後、素材ごとに分別し再資源化

3. 事業系ごみ

（ ）は可児市外からの搬入量

種類	処理量 t/年	収集又は運搬方法	処理方法
可燃ごみ	10,577	可茂衛生のごみ処理施設へ事業者 自らが搬入する 又は許可業者へ委託する	・左記のごみ処理施設で処理
うち、草・ 剪定枝木・ 木屑等	3,510 (438)	可茂衛生のごみ処理施設へ事業者 自らが搬入する 又は許可業者へ委託する	・左記のごみ処理施設で処理
		事業者自らが搬入又は許可業者へ 委託する	・許可業者が行う
不燃ごみ 資源ごみ	49	可茂衛生のごみ処理施設へ事業者 自らが搬入する 又は許可業者へ委託する	・左記のごみ処理施設で処理 ・許可業者が行う

事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物は可能な限り再資源化に努め、ごみとして排出するときは事業者の責任において適正に処理するものとする。なお、可茂衛生のごみ処理施設における事業系一般廃棄物の処理に関する業務の提供を受けるには、事業者自らによる直接搬入又は一般廃棄物の収集・運搬業の許可業者への業務委託のいずれかの方法により受けることができる。また、一般廃棄物の処分業の許可業者にて処分を行うこともできる。

1) 可茂衛生のごみ処理施設の利用について

①処理できるもの

生活系ごみの例による。

②使用料

可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成11年可茂衛生施設利用組合条例第2号）の定めるところによる。

③その他

可茂衛生のごみ処理施設において業務の提供を受けようとする事業者のうち、月平均で1 t以上の一般廃棄物を排出する者は、市長に事業系一般廃棄物処理承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。

2) 事業者の協力義務

①分別及び規定以下の大きさにして搬入すること。

②可燃ごみについては、可茂衛生指定のごみ袋を使用すること。

③不燃ごみについては、金物及びガラス類に分類すること。

④資源缶・資源ビンについては、洗浄して蓋等を取除き、各々の可茂衛生指定の袋に入れること。

⑤その他、可茂衛生の指示に従うこと。

3) その他

①市外の民間施設での一般廃棄物処理量の見込み

区 分	収集又は運搬方法	処理方法	年間処理量
可燃ごみのうち、 食品残渣	事業者自らが搬入又は 許可業者へ委託する	関市内の処理施設で 飼料化	334.9t

4. し尿・浄化槽汚泥

種 類	処理量 t/年	収 集		処 理	
		主 体	回 数	主 体	方 法
し 尿	1,016	許可業者	随時	可茂衛生	し尿・浄化槽汚泥 処理施設で処理
浄化槽汚泥	7,178	許可業者	随時	可茂衛生	し尿・浄化槽汚泥 処理施設で処理

1) し尿

①収集運搬

収集及び運搬は、一般廃棄物（し尿限定）収集運搬業許可業者により行う。

なお収集については、希望者自らが一般廃棄物（し尿限定）収集運搬業許可業者に直接依頼することにより行う。

②収集運搬業許可業者及び収集地区

名 称	処理量 t/年	収集地区名	収集運搬 車両台数
(有)可児エスコ	し尿 531	今渡・下恵土・禅台寺・徳野南・川合・川合北・ 中恵土・土田・坂戸・塩・矢戸・美里ケ丘・塩河 ・室原・長洞・東帷子・菅刈・西帷子・若葉台・ 長坂・愛岐ケ丘・光陽台・鳩吹台・緑・虹ケ丘・ 清水ケ丘・谷迫間の一部(国道248号バイパス西) ・帷子新町・広見の一部(藤掛病院)	7.0t×1台
	浄化槽汚泥 4,903		3.0t×5台 1.6t×1台
ウルオス(株)	し尿 443	広見(藤掛病院を除く)・広眺ケ丘・瀬田・柿田 ・渕之上・平貝戸・石森・石井・羽崎・二野・羽 生ケ丘・大森・松伏・大森台・緑ケ丘・久々利・ 柿下・久々利柿下入会・今・下切・谷迫間(国道2 48号バイパス東)・姫ケ丘・みずきケ丘・星見台 ・桜ケ丘・臯ケ丘・桂ケ丘	3.7t×3台
	浄化槽汚泥 2,152		3.0t×1台 1.6t×1台 2.5t×1台 9.9t×1台
(有)御嵩衛生社	し尿 42	兼山	3.0t×5台
	浄化槽汚泥 123		1.6t×1台

③収集方法 バキューム式収集運搬車による個別方式

④収集日程 別紙6のとおり

⑤処 理 し尿の処理は、可茂衛生のし尿・浄化槽汚泥処理施設において行う。

2) 浄化槽汚泥

①収集運搬

浄化槽の清掃は、浄化槽清掃業許可業者が行い、それに伴って生じた汚泥などの収集及び運搬は、一般廃棄物(浄化槽汚泥限定)収集運搬業許可業者が行う。

②浄化槽清掃業許可業者及び収集地区 し尿の例による

③収集方法 バキューム式収集運搬車又は汚泥濃縮車による個別方式

④収集日程 し尿の例による

⑤処 理

浄化槽汚泥の処理は、可茂衛生のし尿・浄化槽汚泥処理施設において行う。ただし、浄化槽汚泥のうち沈砂・スクリーン付着物等は、原則として浄化槽清掃業許可業者又は当該浄化槽の管理者が適正に処理すること。

⑥浄化槽清掃業許可業者の協力義務

- ・可茂衛生のし尿・浄化槽汚泥処理施設への搬入は均等にするよう努めるとともに、し尿とは区別すること。
- ・その他、可茂衛生の指示に従うこと。

5. 発生、排出抑制と資源化計画に係る方策

①イベント等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・環境フェスタの開催 ・環境講座の開催
②出版物等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ・リサイクル資源の分け方・出し方」パンフレットの発行 ・広報紙への掲載およびホームページの活用
③ごみ減量学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合学習等への職員派遣 ・可茂衛生のごみ処理施設の見学
④ごみ減量化の奨励、助成	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機、コンポスト容器、枝葉粉碎機、密閉式発酵容器の購入助成 ・資源集団回収事業の奨励金の交付
⑤自主的な取組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減の推進 ・清掃ボランティアの援助
⑥エコドームの運用	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日時、回収品目の調整

6. 一般廃棄物処理施設

1) 可茂衛生のごみ処理施設（可児市塩河839番地）

施設別	処理方式	処理能力
①焼却炉	全連続燃焼式ストーカ炉	240 t / 日
②溶解炉	電気プラズマ式電気溶解炉	60 t / 日
③破碎処理	油圧式二軸低速回転破碎機及び高速回転破碎機併用型	32 t / 5 h
④分別処理	手選別方式（ビンライン）	17 t / 5 h
	機械式（カンライン）	17 t / 5 h
⑤最終処分場	サンドイッチ工法	面積 4,650 m ² 容量 22,400 m ³

2) 可児市一般廃棄物埋立処分場

施設別	処理方式	処理能力
①大森瓦礫処分場 (可児市大森370番地2)	サンドイッチ工法	面積 7,170 m ² 容量 40,517 m ³
②兼山瓦礫処分場 (可児市兼山1384番地2)	サンドイッチ工法	面積 670 m ² 容量 2,000 m ³

※兼山瓦礫処分場は受け入れを中止している。

3) 可茂衛生のし尿・浄化槽汚泥処理施設（美濃加茂市牧野1912番地の2）

施設別	処理方式	処理能力
汚泥再生処理施設	標準脱窒素処理方式 4倍希釈	100 kl / 日

生活排水処理実施計画

処理の方法	処理区域	処理人口
未処理区域	市内全域	3, 1 5 1人
単独浄化槽	市内全域	2, 6 9 0人
合併処理浄化槽	市内全域	2, 3 7 8人
農業集落排水施設	塩河、矢戸、室原、長洞地区	2, 3 1 6人
公共下水道	公共下水道事業認可区域	8 6, 9 6 1人
合 計		9 7, 4 9 6人

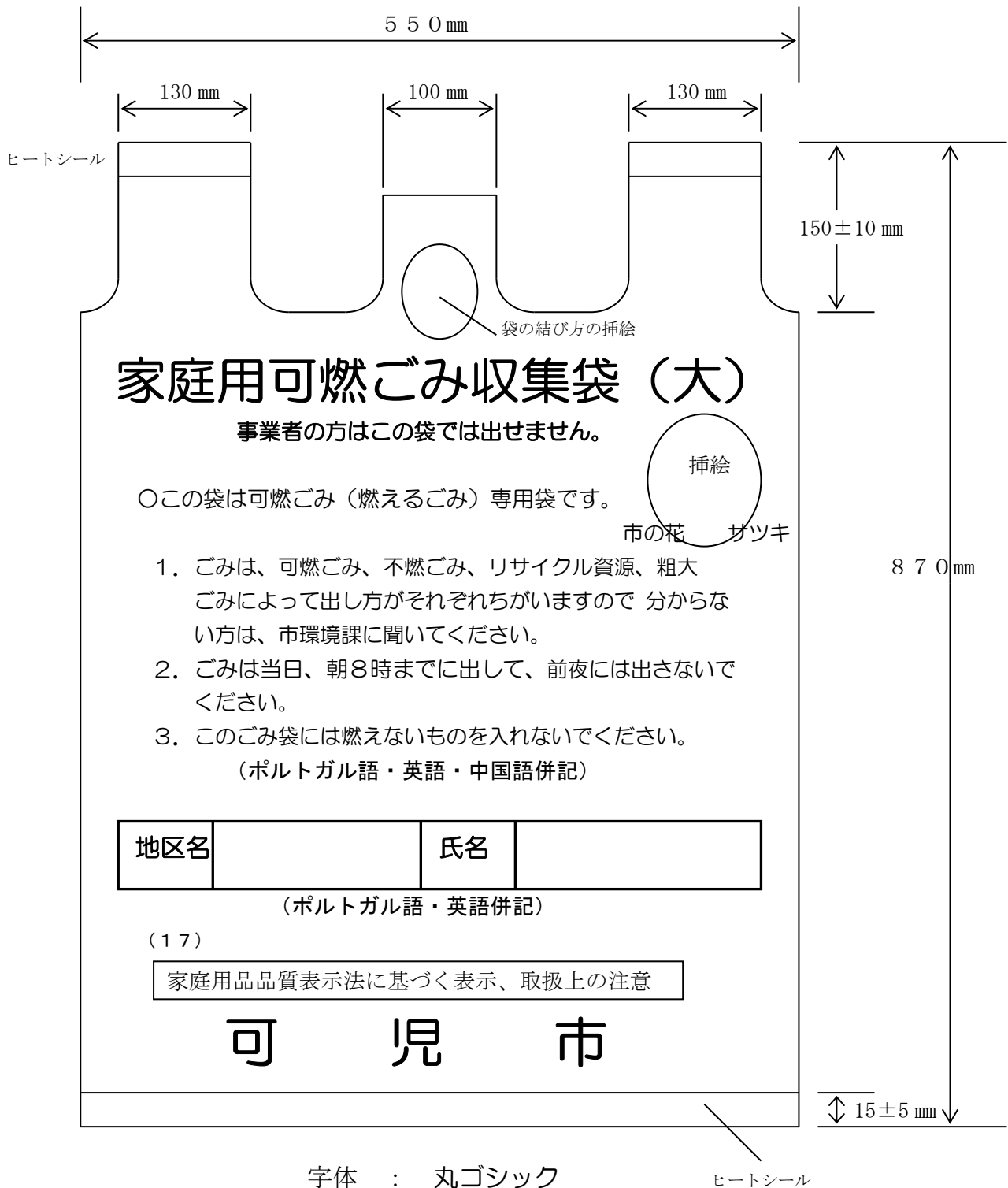
1. し尿・浄化槽汚泥

ごみ処理実施計画の4. し尿・浄化槽汚泥の例による。

2. 生活排水処理実施計画に係る施策

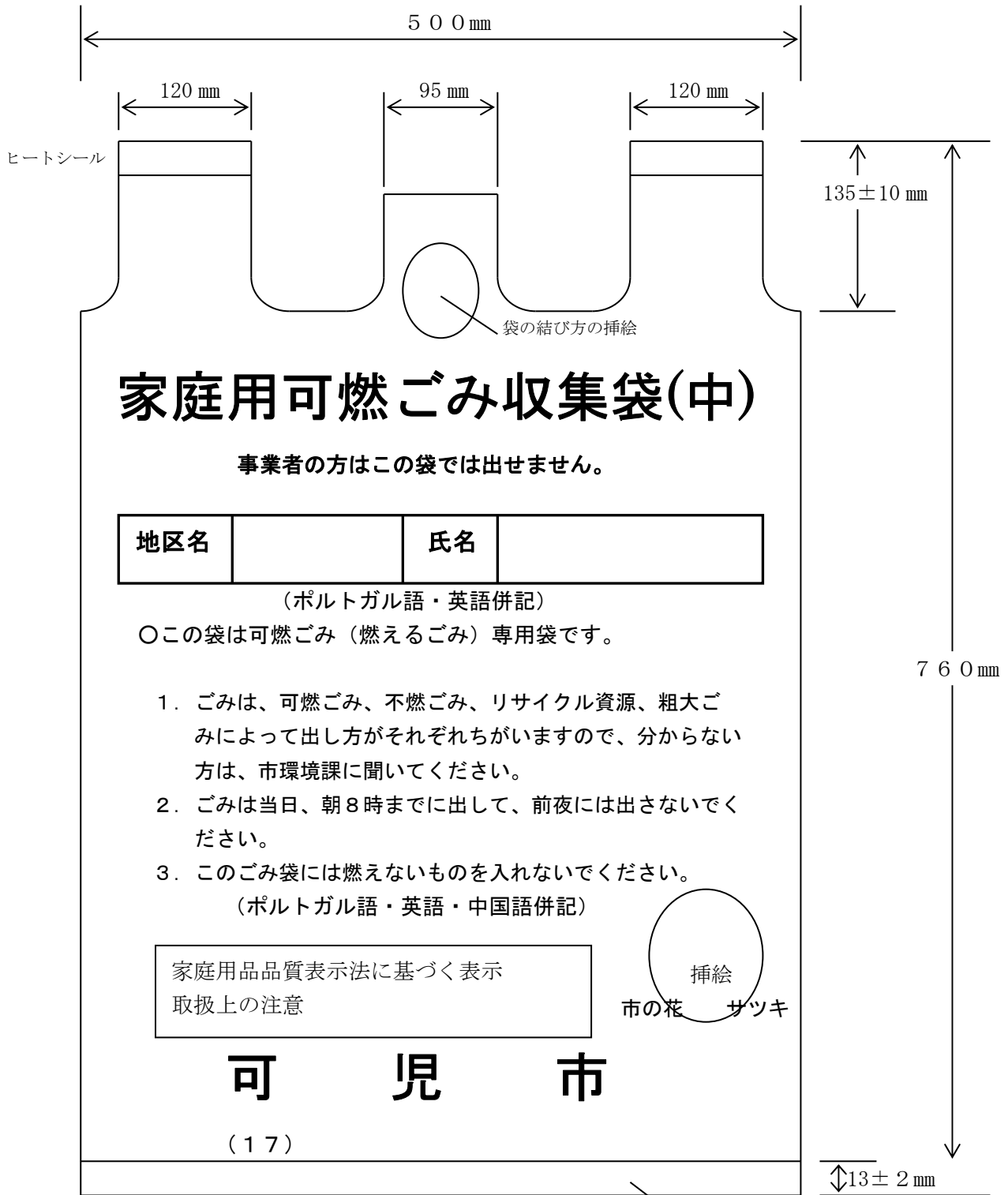
- 1) 公共下水道への接続の促進
- 2) 合併処理浄化槽の設置に係る費用助成
- 3) 浄化槽の適正な管理の促進

可燃ごみ収集袋 大袋



ただし、旧兼山町指定ごみ袋 (平成 17 年兼山町告示第 3 4 号) を、当分の間これに代えて使用することを妨げない。

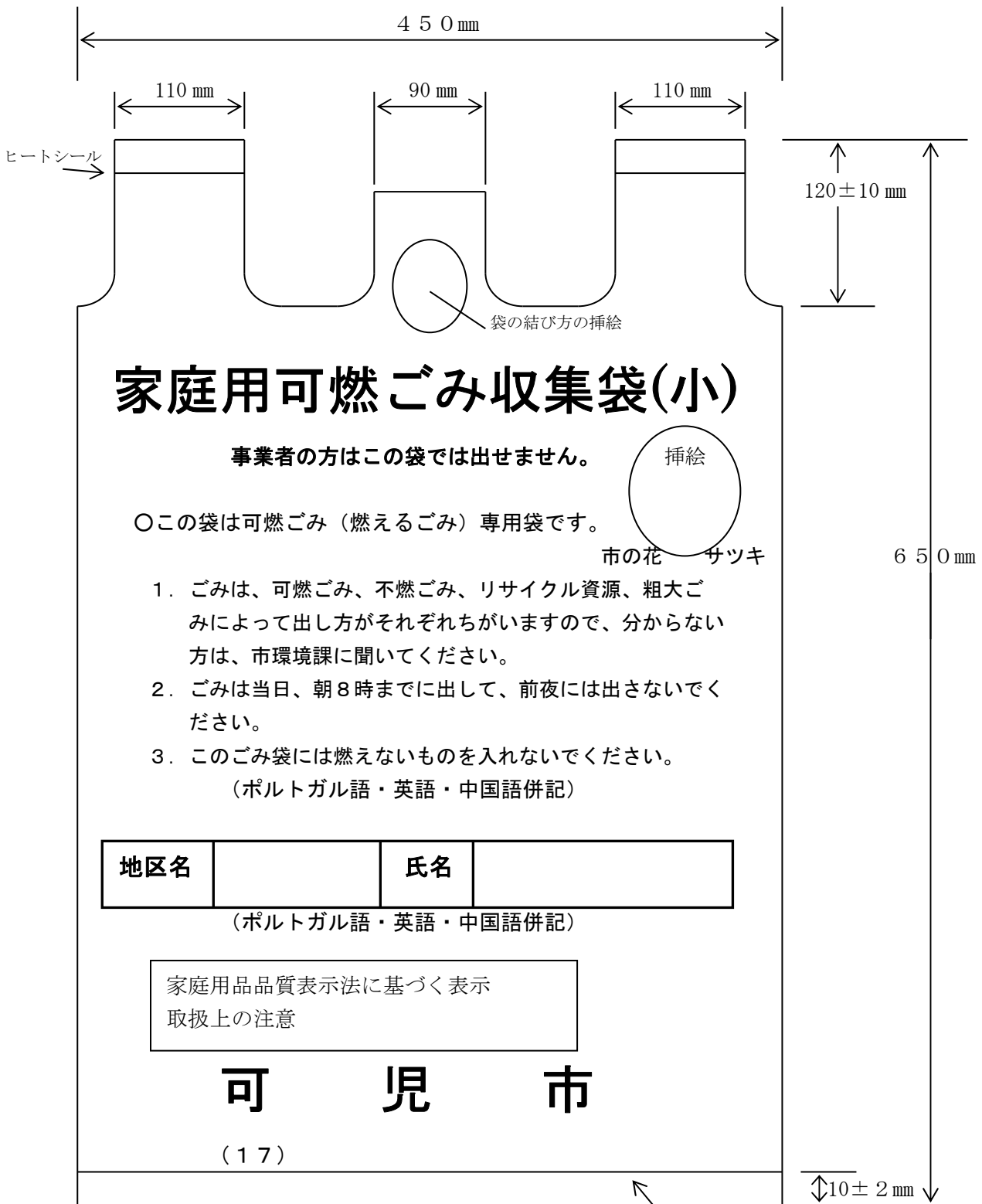
可燃ごみ収集袋 中袋



字体 : 丸ゴシック

ヒートシール

可燃ごみ収集袋 小袋



字体 : 丸ゴシック

ヒートシール

ただし、旧兼山町指定ごみ袋（平成17年兼山町告示第34号）を、当分の間これに代えて使用することを妨げない。

許可・委託業者一覧表

区分	業者名	業務内容	代表者名	本社所在地
許可	有イワタ	事業系一般廃棄物の収集運搬（KYB工業 岐阜北工場内限定）	岩田 正幸	可児市土田5111番地
〃	有オクムラ	事業系一般廃棄物の収集運搬（KYB工業 岐阜南工場及び岐阜東工場内限定）	奥村 千壽子	可児郡御嵩町中2391番地 3
〃	小森産業(株)	事業系一般廃棄物、市の収集運搬委託分を 除く生活系一般廃棄物の収集運搬	小森 尚美	美濃加茂市深田町1丁目4 番16号
〃	株橋本	事業系一般廃棄物、市の収集運搬委託分を 除く生活系一般廃棄物の収集運搬	橋本 和彦	可児市下恵土233番地1
〃	株フィルテック	事業系一般廃棄物の収集運搬（産業廃棄物 を収集している事業所限定）	澤田 裕二	可児市広見1丁目47番地
〃	有可児エスコ	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬・浄化槽清掃	後藤 剛	可児市下恵土646番地2
〃	ウルオス(株)	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬・浄化槽清掃	奥村 訓章	可児市広見1713番地4
〃	有御嵩衛生社	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬・浄化槽清掃	熊原 誠司	可児郡御嵩町顔戸1166番 地7
〃	株丸光イトウ	草・剪定枝木・竹の中間処理（再資源化処 理）	伊藤 峰由	可児市瀬田889番地2
〃	株小林三之助商 店	木屑の中間処理（再資源化処理）	小林 勇三	岐阜市加納天神町4丁目 24番地
委託	株橋本	生活系可燃物の収集運搬	橋本 和彦	可児市下恵土233番地1
〃	〃	生活系不燃物・粗大ごみの収集運搬	〃	〃
〃	〃	リサイクル資源のうちビン・カン・ペット ボトル・発泡スチロールトレイの収集運搬	〃	〃
〃	〃	リサイクル資源のうち、その他紙容器の収 集運搬	〃	〃
〃	岐阜県資源リサ イクル共同組合	リサイクル資源のうち、その他紙容器の収 集運搬	神山 晟	岐阜市南鶉6丁目63番地

可児市 平成30年度 ごみ・リサイクル資源収集日程表

ごみは当日の朝8時までに出してください。交差点内から5m以内は駐停車禁止です。交通ルールを守りましょう。

可燃ごみ収集日

※可燃ごみは祝日等も収集します。
(ただし、年末の12月31日から
1月3日までは収集しません。)

収集地区名	収集日
久々利・柿下・羽崎・二野・大森・松伏・大森台・緑ヶ丘・羽生ヶ丘・瀬田・しらさぎ・洲之上・柿田・平貝戸・明智・石森・石井・広見・広眺ヶ丘・谷迫間・下切・今・北姫ニュータウン・姫ヶ丘・清水ヶ丘・みずきヶ丘・星見台	月・木曜日
中恵土・川合・川合北・今渡・下恵土・禅台寺・徳野南・東帷子・帷子新町・菅刈・西帷子・愛岐ヶ丘・長坂・緑・光陽台・鳩吹台・虹ヶ丘・美里ヶ丘・坂戸・塩・矢戸・日本ランド・塩河・室原・長洞・坂戸台	火・金曜日
土田・若葉台・桜ヶ丘・車ヶ丘・桂ヶ丘・小滝苑・兼山	水・土曜日

※11月3日(土)はさきゆりクリーンパーク年次点検のため、可燃ごみの収集をおこないません。

●不燃ごみ(ガラス類・金物類・陶磁器類)・粗大ごみ収集日 ●リサイクル資源(ビン・カン・ペットボトル・発泡スチロール、トレイ・紙容器)収集日

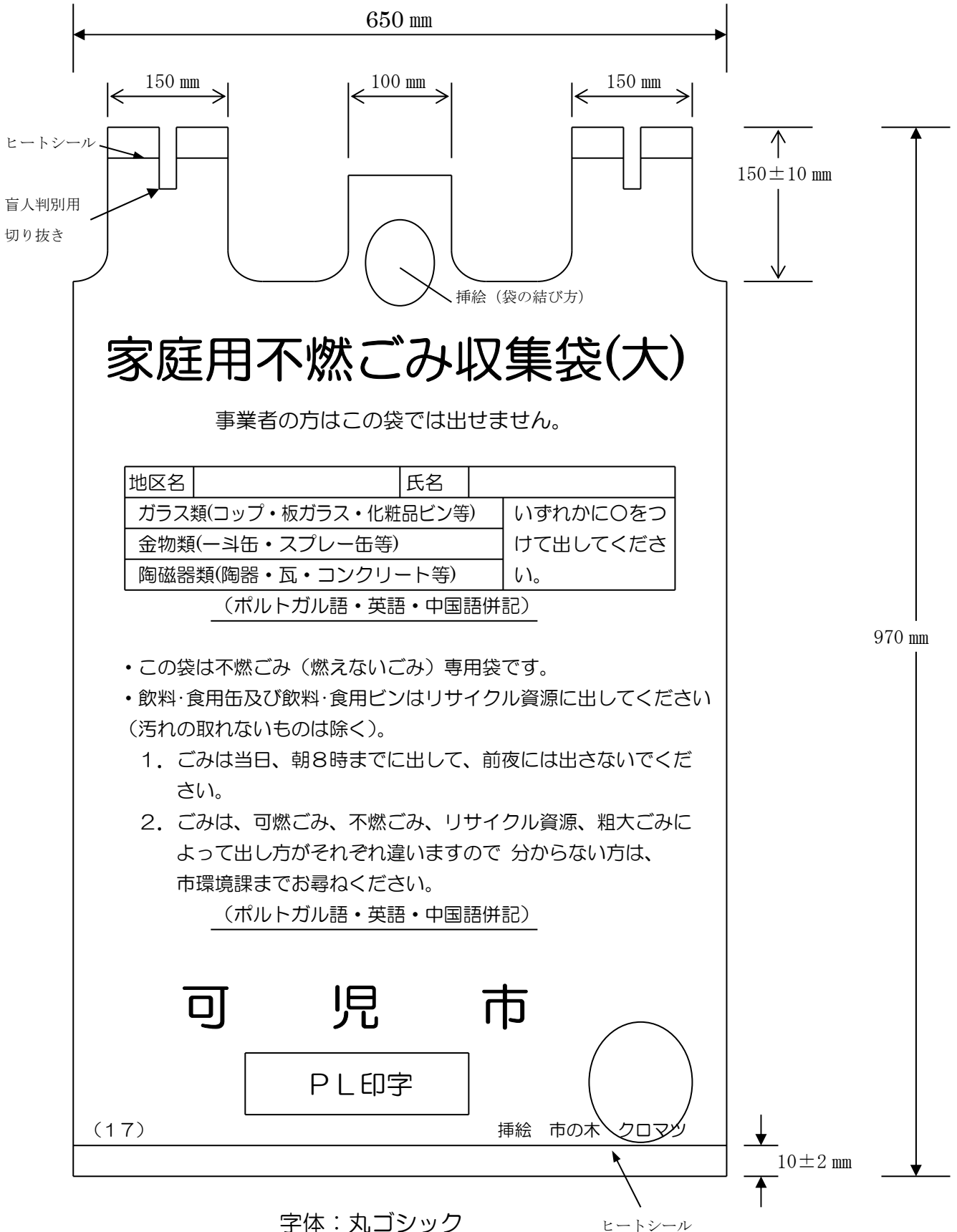
収集地区名	種類	毎月の収集日											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中恵土・下恵土・禅台寺・徳野南・平貝戸・明智・石森・石井	ガラス類・ビン資源・紙容器	4(水)	2(水)	6(水)	4(水)	1(水)	5(水)	3(水)	7(水)	5(水)	9(水)	6(水)	6(水)
	金物類・粗大ごみ	11(水)	9(水)	13(水)	11(水)	8(水)	12(水)	10(水)	14(水)	12(水)	16(水)	13(水)	13(水)
	カン・ペット・トレイ資源	18(水)	16(水)	20(水)	18(水)	15(水)	19(水)	17(水)	21(水)	19(水)	23(水)	20(水)	20(水)
	陶磁器類	7(土)		2(土)		4(土)		6(土)		1(土)		2(土)	
今渡・土田	ガラス類・ビン資源・紙容器	2(月)	7(月)	4(月)	2(月)	6(月)	3(月)	1(月)	5(月)	3(月)	7(月)	4(月)	4(月)
	金物類・粗大ごみ	9(月)	14(月)	11(月)	9(月)	13(月)	10(月)	8(月)	12(月)	10(月)	10(木)	11(月)	11(月)
	カン・ペット・トレイ資源	16(月)	21(月)	18(月)	16(月)	20(月)	17(月)	15(月)	19(月)	17(月)	21(月)	18(月)	18(月)
	陶磁器類	14(土)		9(土)		11(土)	祝	13(土)		8(土)		9(土)	
菅刈・西帷子・緑・鳩吹台・若葉台・虹ヶ丘	ガラス類・ビン資源・紙容器	5(木)	3(木)	7(木)	5(木)	2(木)	6(木)	4(木)	1(木)	6(木)	10(木)	7(木)	7(木)
	金物類・粗大ごみ	12(木)	10(木)	14(木)	12(木)	9(木)	13(木)	11(木)	8(木)	13(木)	17(木)	14(木)	14(木)
	カン・ペット・トレイ資源	19(木)	17(木)	21(木)	19(木)	16(木)	20(木)	18(木)	15(木)	20(木)	24(木)	21(木)	21(木)
	陶磁器類	21(土)		16(土)		18(土)		20(土)		15(土)		16(土)	
東帷子・愛岐ヶ丘・長坂・光陽台・長洞・帷子新町	ガラス類・ビン資源・紙容器	12(木)	10(木)	14(木)	12(木)	9(木)	13(木)	11(木)	8(木)	13(木)	17(木)	14(木)	14(木)
	金物類・粗大ごみ	19(木)	17(木)	21(木)	19(木)	16(木)	20(木)	18(木)	15(木)	20(木)	24(木)	21(木)	21(木)
	カン・ペット・トレイ資源	26(木)	24(木)	28(木)	26(木)	23(木)	27(木)	25(木)	22(木)	27(木)	31(木)	28(木)	28(木)
	陶磁器類	28(土)		23(土)		25(土)		27(土)		22(土)		23(土)	
川合・川合北・谷迫間 清水ヶ丘・日本ランド 美里ヶ丘・坂戸・矢戸・塩・塩河・室原・坂戸台	ガラス類・ビン資源・紙容器	11(水)	9(水)	13(水)	11(水)	8(水)	12(水)	10(水)	14(水)	12(水)	16(水)	13(水)	13(水)
	金物類・粗大ごみ	18(水)	16(水)	20(水)	18(水)	15(水)	19(水)	17(水)	21(水)	19(水)	23(水)	20(水)	20(水)
	カン・ペット・トレイ資源	25(水)	23(水)	27(水)	25(水)	22(水)	26(水)	24(水)	28(水)	26(水)	30(水)	27(水)	27(水)
	陶磁器類		5(土)	祝	7(土)		1(土)		3(土)	祝	5(土)		2(土)
久々利・羽崎・二野・緑ヶ丘・羽生ヶ丘・瀬田・柿田・しらさぎ・洲之上・兼山	ガラス類・ビン資源・紙容器	13(金)	11(金)	8(金)	13(金)	10(金)	14(金)	12(金)	9(金)	14(金)	11(金)	8(金)	8(金)
	金物類・粗大ごみ	20(金)	18(金)	15(金)	20(金)	17(金)	21(金)	19(金)	16(金)	21(金)	18(金)	15(金)	15(金)
	カン・ペット・トレイ資源	27(金)	25(金)	22(金)	27(金)	24(金)	28(金)	26(金)	26(月)	28(金)	25(金)	22(金)	22(金)
	陶磁器類		12(土)		14(土)		8(土)		10(土)		12(土)		9(土)
下切・北姫ニュータウン・姫ヶ丘・みずきヶ丘・今・広眺ヶ丘・広見	ガラス類・ビン資源・紙容器	6(金)	8(火)	1(金)	6(金)	3(金)	7(金)	5(金)	2(金)	7(金)	4(金)	1(金)	1(金)
	金物類・粗大ごみ	13(金)	11(金)	8(金)	13(金)	10(金)	14(金)	12(金)	9(金)	14(金)	11(金)	8(金)	8(金)
	カン・ペット・トレイ資源	20(金)	18(金)	15(金)	20(金)	17(金)	21(金)	19(金)	16(金)	21(金)	18(金)	15(金)	15(金)
	陶磁器類		19(土)		21(土)		15(土)		17(土)		19(土)		16(土)
桜ヶ丘・車ヶ丘・桂ヶ丘・小滝苑・柿下・大森・松伏・大森台・星見台	ガラス類・ビン資源・紙容器	3(火)	1(火)	5(火)	3(火)	7(火)	4(火)	2(火)	6(火)	4(火)	8(火)	5(火)	5(火)
	金物類・粗大ごみ	10(火)	8(火)	12(火)	10(火)	14(火)	11(火)	9(火)	13(火)	11(火)	15(火)	12(火)	12(火)
	カン・ペット・トレイ資源	17(火)	15(火)	19(火)	17(火)	21(火)	18(火)	16(火)	20(火)	18(火)	22(火)	19(火)	19(火)
	陶磁器類		26(土)		28(土)		22(土)		24(土)		26(土)		23(土)

※祝日や振替休日も、通常どおり収集します。
※都合により一部収集日程が不規則な日がありますので、ご注意ください。
※裏面に「ごみの出し方ガイド」がありますので、ごみ出しの参考にしてください。



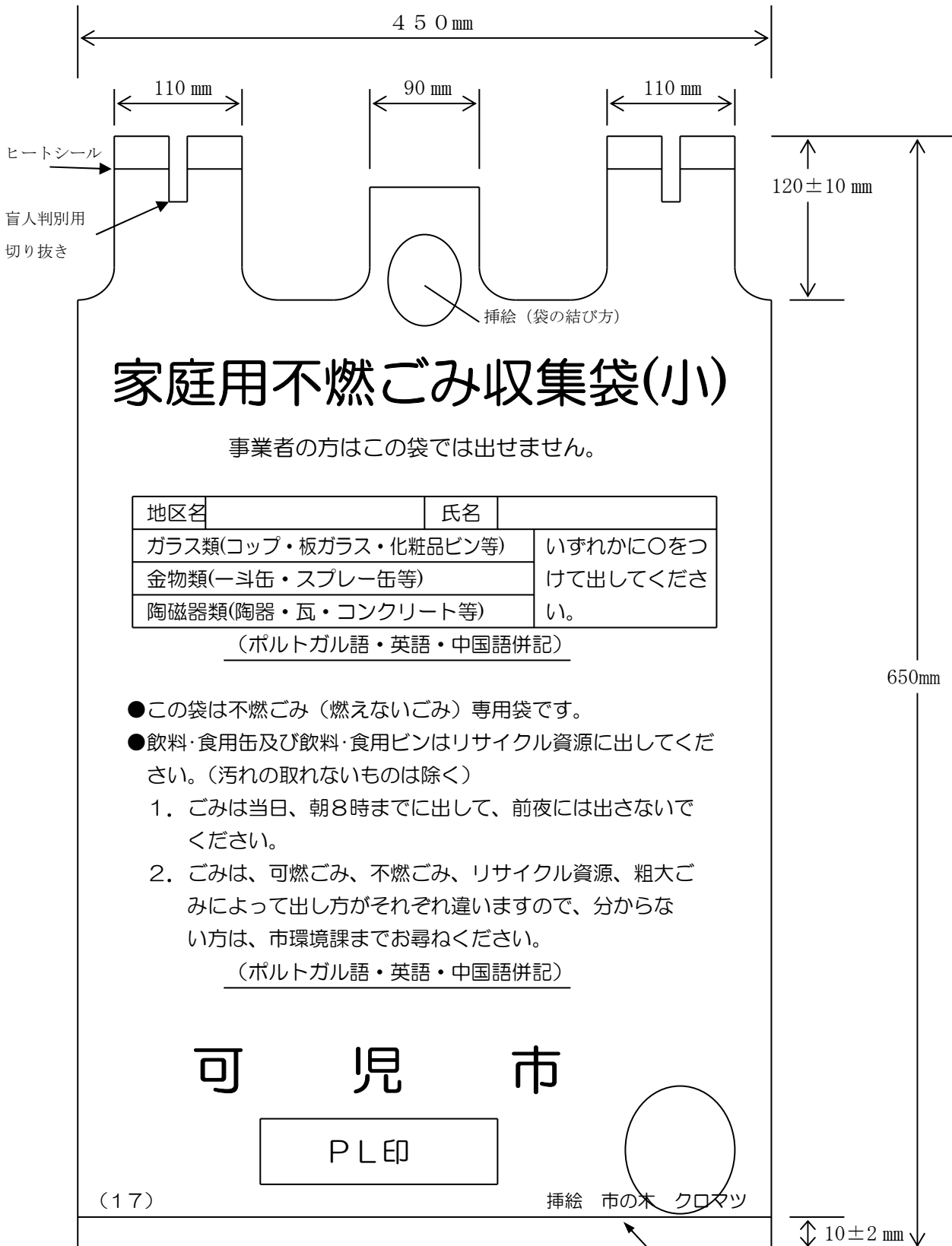
平成30年3月1日作成
可児市役所環境課
(TEL62-1111)

不燃ごみ収集袋 大袋



ただし、旧兼山町指定ごみ袋(平成17年兼山町告示第34号)を、当分の間これに代えて使用することを妨げない。

不燃ごみ収集袋 小袋



字体 : 丸ゴシック

ヒートシール

ただし、旧兼山町指定ごみ袋(平成17年兼山町告示第34号)を、当分の間これに代えて使用することを妨げない。

粗大ごみシール

平成30年度 し尿汲取り日程表

別紙6(その1)

有限会社 可児エスコ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
下恵土	3	2	4	3	2	4	2	2	4	7	4	4	
	13	15	13	13	17	13	15	14	13	16	14	13	
	24	22	22	24	22	25	23	22	25	22	22	25	
中恵土	3	2	4	3	2	4	2	2	4	7	4	4	
	13	15	13	13	17	13	15	14	13	16	14	13	
	24	22	22	24	22	25	23	22	25	22	22	25	
川合	3	2	4	4	2	4	2	2	4	7	4	5	
	13	15	13	13	17	13	15	14	13	16	14	13	
	24	23	22	24	22	25	23	22	25	23	22	25	
今渡	4	7	5	4	3	4	3	5	5	7	5	5	
	16	16	14	13	17	13	15	14	14	16	14	13	
	25	23	25	24	23	26	24	26	25	23	25	25	
土田	5	7	5	5	3	5	3	5	6	8	5	6	
	16	16	14	17	20	14	16	15	14	17	15	14	
	25	24	25	25	23	26	24	26	26	24	25	26	
坂戸 塩 矢戸 長洞 室原 塩河 谷迫間	5	7	6	5	6	5	4	5	6	8	6	6	
	17	17	15	17	20	14	16	15	17	17	15	14	
	26	24	26	25	24	27	25	26	26	24	26	26	
東帷子 西帷子 菅刈	5	7	6	5	6	5	4	5	6	8	6	6	
	17	17	15	17	20	14	16	15	17	17	15	14	
	26	24	26	25	24	27	25	26	26	24	26	26	
全区域	2	1	1	2	1	3	1	1	3	4	1	1	
	11	11	11	11	10	11	11	12	11	11	12	11	
	12	14	12	12	16	12	12	13	12	15	13	12	
	23	21	21	23	21	21	22	21	21	21	21	22	
調整日	6	8	7	6	7	6	5	6	7	9	7	7	
	9	9	8	9	8	7	9	7	10	10	8	8	
	10	10	18	10	9	10	10	8	18	18	18	15	
	18	18	19	18	27	18	17	9	19	25	19	18	
	19	25	20	19	28	19	18	16	20	28	20	19	
	20	28	27	20	29	20	19	19	27	29	27	20	
	27	29	28	26	30	28	26	20	20	30	28	27	
		30	29	27	31		29	27		31		28	
		31		30			30	28					29
				31			31	29					
								30					

平成30年度 可児市兼山し尿汲み取り日程表 (有)御嵩衛生社

	30年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	31年 1月	2月	3月	地 区
①	5 19	2 17	7 21	5 19	2 16	6 20	4 18	1 15	6 20	10 24	7 21	7 14	魚屋町.魚屋東町 秋葉台
②	12 26	10 24	14 28	12 26	9 23	13 27	11 25	8 22	13 27	17 31	14 28	20 28	下町.常盤町.柳栄町 本町.宮町.盛住町
調 整 日		31			30			29					
	4	5	4	4	5	4	4	5	4	4	4	4	51 日